

法令データベースを活用するアクティブ・ラーニング ー法情報学授業での教員・図書館職員・データベース講師の連携ー

藤本亮*1・澤口由好*2・夏目弥生子*3・堀友美*4・大野尚子*5・石川志愛里*6・小屋敷瑛美*7・上田茂斉*8

1. 法情報学授業におけるアクティブ・ラーニングの課題

法学部専門科目として法情報学 I の授業では、理論的な内容と実習的な内容とが混在している例が少なくない。例えば法令や判例、判例評釈の仕組みについての説明と、その知識を用いて法令・判例データベースで必要な情報を探すといったことである。こうした特徴をもつ科目でのアクティブ・ラーニングの重要性は言うまでもないが、限られた授業時間内でこの両方をこなすのは難しく、「授業は説明、課題で実習」となるか反転授業としてその逆とするなどの対応が考えられる。それでもリサーチ課題についての事前・事後の解説や評価、データベース利用法のインストラクションなどを教員 1 人 (+TA 1 人) で十全に行うことは難しい。過去においては、課題についての講評はたいへん簡単なものになっていた。結果として、自分でやりなさいという形で終わってしまう課題も少なくなかった。

こうした問題状況を念頭に、名古屋大学法学部「法情報学 I」(2 年次春学期配当、2 単位、2023 年度 55 人受講) では、教員と図書館職員と法律データベース講師が連携して、授業回に課題実習コマを組み込んだ授業を 2022 年度から実施している。具体的には、判例情報・法令情報・立法情報、文献書誌情報、法律データベースを順次取り上げた 3 コマの授業の後に 1 コマ、それに続き書誌情報についての授業のあとにもう 1 コマ、授業課題を集中的に実習する授業回をおいた¹。判例についての課題は、ある裁判の「本日控訴審判決」というネット報道記事を示し、控訴審の判決内容、第一審の事件番号、最新の判例評釈を探し書誌情報を示すというものであった。法令に関しては、成人年齢引き下げにかかる「民法の一部を改正する法律」(H30 法 59 号) の立法過程や他法令への委任関係、交付日や施行日の定めについての択一式での穴埋め問題を課した。書誌情報については授業で用いた参考文献 3 点の書誌情報の適切な表記を択一式で選ぶ課題とした。また、法律データベースの授業回では、データベース提供者側から上田が、「使い方」ではなく法律データベースの特性や制約について講義した。

*1 名古屋大学法学研究科教授 *2 情報管理課 (中央図書館) 係長 *3 東山地区図書課 (法学図書室) 係長
*4 同東山地区図書課 (文学図書室) 課長補佐 *5 東山地区図書課 (法学図書室) 主任 *6 情報サービス課
(中央図書館) 係員 *7 情報管理課 (中央図書館) 係員 *8 トムソン・ロイター株式会社カスタマーコンサルティングシニアマネージャー

¹ 「法情報学 I」は以下の内容で構成されている。<>内は授業回、下線の授業回が実習であり、二重下線が上田担当。<1~2>イントロダクション (法情報学の対象と方法、情報化社会の歴史)、<3~8> 文字情報 (判例情報、法令情報・立法情報、法律データベースの活用、3~5 回の課題実習、学術文書、図書館の活用と学術論文検索)、<9~11>アウトプット (広義のプレゼンテーション、試験答案・レポート・論文、ICT を利用した文書作成)、<12~15>数的情報 (数的データの意味、統計リテラシー、質問紙調査の技法、世論調査と行動調査)。受講生は各自のパソコンを学内 LAN に WiFi 接続して実習を行っている。なお、「法情報学 II」(佐野智也法学研究科講師担当) は正規表現を用いたテキスト処理、法情報学 III (藤本担当) は法と統計学をそれぞれ扱っている。

本稿は、教員、図書館職員、法律データベース講師のそれぞれの立場から、本授業実践の経験を中心として、法情報学に関連する教育の現状と課題について報告し、アクティブ・ラーニングの実践的導入の意義と展望を論じるものである。

2. 図書館情報リテラシー講習の現状と課題

2-1. 図書館員による学術情報リテラシープロジェクトチーム

名古屋大学附属図書館では、教養教育・専門教育において学生が主体的でアクティブな学習者となるように、教員と連携し学生の情報リテラシー能力向上に努めるという目標を定めている²。名古屋大学には、中央図書館の他に各学部にて約 20 の図書館・室があり、中央図書館は教養教育、部局図書室は専門教育の講習会を主に担当してきた。講習会を含む図書館での情報リテラシー教育活動について附属図書館全体でサポートするため、全学の図書館職員からなる学術情報リテラシープロジェクトチーム（以下「PT」という。）を組織し、教養教育・専門教育において、効果的な学習支援となるよう授業に組み込まれる形での講習会の企画・実施等に取り組んでいる。

専門教育について、PT では講習会を実施していない部局図書室に対して講習会の立ち上げ支援を行っている。法学図書室では、これまでゼミ単位や自由参加での業者によるデータベース講習会や資料の探し方講習会を行っていたが、ゼミでの開催は一部のみであり、自由参加では必要性を感じてもらえないなど、参加者が少ないことが課題であった。また、図書館職員は分野に精通しているわけではないため、教員の協力のもと授業の 1 コマを利用した講習会の実施が望ましいと考えていた。そこで、PT メンバーのうち過去に法学図書室に在籍したことがある職員を中心とした 5~6 人で 2021 年度にサブチームを作り、講習会実施に向けて活動を始めた。

事前調査として、まず基本情報の調査を行った。法学図書室での講習会実施状況を確認したところ、2019 年度は業者によるデータベース講習会を学部 1 年の授業で 1 回（12 名）、ゼミで 3 回（15 名・21 名・15 名）、図書館職員による図書・新聞記事・論文の探し方講習会をゼミで 1 回（11 名）実施している。2018 年度には自由参加のデータベース講習会を 2 回開催しているが、参加者は 3 名と 5 名であった。また、法学部・法学研究科の基本情報の収集（DP/CP/AP、教育目標、学生数、ゼミの構成、卒論、シラバス、時間割、卒業後の進路など）と、法学分野の基礎知識の学習も行った。基礎知識については、データベースのマニュアルや、国立国会図書館での研修「法令・議会・官庁資料の調べ方」の動画と資料³、数種類の参考図書（『リーガル・リサーチ』『リーガル・リサーチ&レポート』『法律文献等の出典の表示方法』等）で学習し、コンテンツ作成の際の根拠資料とした。

次に、ニーズの把握のため、学生や教員へのインタビューを行った。図書室のアルバイトの学生、学部 3 年生から博士課程までの 7 名に、学習や研究内容、どういう課題やテーマを教員から与えられるか、必要な情報の探し方、それを誰に教えてもらうか、よく使うツール、

² 名古屋大学附属図書館情報リテラシー基準 <https://www.nul.nagoya-u.ac.jp/guide/literacy/poster/literacystandards.pdf>

³ 国立国会図書館遠隔研修 <https://www.ndl.go.jp/jp/library/training/remote/index.html>

図書館講習会の参加経験、講習会に参加しやすい時間帯などについて尋ねた。教員へのインタビューでは、普段使う/お勧めのデータベース、学生への資料の探し方の指導の有無、学生に最低限知っておいて欲しいこと、講習会のニーズについて尋ねた。

調査の結果、文献検索について知る機会の有無はゼミによることや、普段使うツールやおすすめのデータベース、講習会の需要はあるということが確認でき、法情報の収集を中心とした内容で講習会構成案とコンテンツ案を作成した。また、シラバスの確認や学生インタビューから、「法情報学 I」の授業で法令・判例などの基本情報を学ぶことや受講者数が多いことがわかったので、講習会案を提示して授業担当教員に打診を行い、調整した上で、授業内で講習会を実施することになった。

2-2. 法情報学 I 授業内での講習

法情報学 I 授業内での講習会は、2022 年度は 1 コマ、2023 年度は 2 週に渡って 2 コマで実施した。1 コマは、データベースを活用して判例や判例評釈、法令を自分で探すことができるようになることを目標として、「法情報の探し方」を実施した。まず、授業で出された課題を解くために必要な情報を中心に、データベースで判例や法令を探す方法を簡単に説明した。その後、課題を解くためのフローやヒントを示したワークシートを用いて、実習に取り組んでもらい、最後に解説を行った。課題を通じて、データベースを活用して様々な角度から判例や法令を探す方法を体験してもらうことができた。実習時は、教員・TA に加え講師を含めて図書館職員 5~6 名で補助をし、学生からの質問に個別に対応した。受講生からは、「判例や法令の探し方を詳しく学べ、法学の勉強やゼミの資料作成にも役立つ」「一人では課題が進まなかったが、スタッフや周りの人と相談することで課題を解くことができた」「説明を聞いたうえで実践をすることで身についた」「法令の背景にある情報を知ること大切で、データベースでその情報を得ることができ勉強になった」「ネット検索で出てくる情報ではなく、ある程度精査された情報が載っているデータベースから得た情報を利用するよう心掛けたい」等の感想があった。



2 コマ目は、「学術論文の探し方」ということで、文献調査の意義を理解し、テーマを適切なキーワードに置き換えて日本語論文を探し、文献の入手方法を知り、法学特有の引用の書き方を知るということを目標として、実習を交えて講習した。これは学内の他学部の講習会でも使用し

ているコンテンツであるが、検索に使用するキーワードの展開（上位語/下位語/同義語/対義語の広げ方）の説明の際に法学関連の用語を使用したり、法学分野特有の雑誌名の略語について触れたりするなど、法学部の学生に向けてカスタマイズを行った。受講後には、「同義語・類義語なども一緒に OR 検索するのは効率良く調べられることがわかった」「少しの工夫で簡単に欲しい情報にたどりつくことができるので、検索方法について知ることができてよかった」「検索方法を工夫することを意識したい」「論文を探すことは今後自分で論文を書く際に必要なので、実習はよい練習になった」「参考文献の表記方法を今まで意識してい

なかったので、今後レポートに活用したい」等の感想があった。

授業で法令や判例の基本的な情報を学び、データベースの特徴についても学んだ上で、実際に自分で法令や判例を探するという課題を解くことで、より理解を深めることができ、学習効果の高い講習会になったと思われる。

講習会の実施に向けては、教員と PT のサブチームで主に Microsoft Teams 上でやり取りを行いながら、準備を進めてきた。また、講習会終了後には、サブチーム内で反省点を話し合い、学生・教員アンケート内容を確認し、次年度の実施に向けて改善点を洗い出している。講習会は学部図書室の職員のみで担当していると、異動によって担当者が変わった際に実施が途切れてしまう可能性があるが、全学の図書館職員で構成される PT で維持支援をし、教員と連携した形で続けていくことが重要であると考えている。

3. データベース利用者講習の現状と課題

3-1. 製品にかかる講習会の状況と課題

名古屋大学における法情報学 I の授業⁴では、当社製品のうちでも日本法製品「Westlaw Japan」についての講習会であるが、当社における講習会の活動全体としては、他に英米法製品「WestlawNEXT (Classic)」等の海外法その他の製品講習会を行っている。

専門家向けである当社製品の特性上、大学・研究機関以外においては、法律事務所（国内・外資系問わず）、企業（主に法務・コンプライアンス担当部門、知財関係部門）、および、官公庁（主に調査関係部局）等のほか、公共図書館での（一般）来館者用の講習会についても、対面・オンラインでの講習会を実施している。

当社の講習会対応の特徴は、要望に応じて内容をカスタマイズ、あるいは、オーダーメイドして提供している点であり、所要時間についても 30 分未満の短いものから、90 分を超えるものについても対応している。（なお、日本法製品関連の講習会ではおよそ 60～90 分程度になることが多い。）

年間の実施内容は、今年（2023 年）10 月末時点と言えば、コマ数にして 60 コマ程度となっている（製品・セグメントを問わず。また、寄付講座・商談同席・社内向けのを除く）。傾向として、新型コロナ前は動画への要望は多くなく対面での実施が多かったものの、コロナ期間中においてオンライン化したのと同時に、動画での対応で済む例も増え、コロナ後に授業が対面に戻る中で、図書館単独主催のものは動画化、授業内では対面（もしくは講師のみオンライン）を主としたハイブリッド形式のものが多いように思う。

講習会実施の課題として、おおまかに 3 点を挙げるとすると、①（対面時）機材等の環境は現地次第、（オンライン時）通信環境に左右される、②受講者に応じて内容を変える必要がある、③ 1 コマで完結させる必要がある、ということだろうか。特に③については、今回報告する内容が実験的な授業展開であることと裏表の関係でもある。

3-2. 法情報学 I 授業内でのデータベース講習

⁴ 上田は、名古屋大学法学研究科において大学院留学生を対象とした「特殊講義・演習（法令・判例の探索と活用）」（秋学期 2 単位・Westlaw 寄付講義）も担当している。

名古屋大学法情報学 I の上田が担当した授業回は、データベースの画面を示しながらの講義であり、その内容は以下のとおりである。

A) 製品の概要：(コンテンツ上) 収録する範囲と収録しないもの

1 つには法情報以外の情報は収録しないこと。例えば、ある企業について調べている場合に、当該企業に関する訴訟リスクについては一定の調査ができるが、財務諸表などの（いわゆる）企業情報については収録していない。当たり前のことのようにだが、細かくなってくると、その境が分からなくなってくるので、それを明示するために適示。その後、各収録コンテンツについて説明を行う。（判例の収録件数には限界があることや、告示が部分収録であることなど）

B) ブリアン検索の得手・不得手

現行の（法情報の）オンラインデータベースのキーワード検索はブリアン検索＝文字列の合致が前提となっていないこと、つまり、不動産と書いても、土地と建物の語に自動的に展開して OR 条件とするわけではなく、概念に対する検索ではないことを示唆し、つまるところ、数字と属性については、検索が（ほぼ）できないことを示す。

C) 「便利な機能は、何が便利で凄いのか」

人力では認知不可能な件数を、極めて短い時間で横断的にチェックをすることが、電子テキストを擁するデータベース製品の凄いことではあるけれども、既に一定の理解を得ているので、指摘はするが、そこまでは強調はしていない。

なお、アーカイブではなくデータベース（＝電算処理して必要なものだけを抽出可能）、という側面から、出力系の機能について適示する。例えば、各判例の情報について、要旨も全文も、という使い方ではなく、「どの全文を読むかを判別するために要旨を眺める」という場面であれば、各判例の要旨だけをピックアップするような使い方で、作業時間の短縮を図ることができることの適示等である。

また、専門家向けに専門の能力集団がコンテンツ制作を行っている凄みの例として、特定の判例の解説記事リストの作成は、書籍/雑誌＋文献情報に対するキーワード検索では不十分で、むしろ、個別コンテンツ中に編集上付加されたものによって達成可能なサービスがあり、それが Web 上の無償資源と異なる点であることを指摘する。（さらに機能で達成する英米法製品のサイテイタにつき、ここで口頭にて言及する）

D) 製品外で行うこと① (Web サービス)

専門家向け製品は良くも悪くも専門家、つまり、概念や体系・用語が整理された人間の利用が予定されているため、不案内な問題に対する実際の適用法(条)や用語への接近には、やや向かない面が存する。そのため、論拠取得のためには忌避されがちな Google や Wikipedia も下調べの場面での活用（専門データベースとの使い分け）については、さほど否定せずに伝達を行っている。なお、この説明のため、法情報を調べる際の資料の順序については予め言及しておき、あくまで「下調べ」のための活用である点、また、その後、論拠となり得る資料による裏取りを（専門データベースで）行う必要がある点については、念押しを行う。

E) 製品外で行うこと② (アプリケーション) *今年の例ではない

現在の製品上での電算処理は、ユーザー個々の視点でのタグ付けや、複数の異なる検索実行による結果の重複チェック等を行うような機能は搭載されていないが、実際の調査・研究の場面では必要となることが多い。そのため、製品から出力した複数の（主に表計算用の）

データを表計算ソフト上で統合や整理行う場面があることを示し、事例を紹介した年があった。

なお、この点は実際にやるには、学生個々の機材や導入しているアプリケーションに左右され、また、その後の復習コマが大変であったそうなので、もし今後行うとすれば、入念な打合せ等が必要になるものと思われる。

4. 法情報学教育におけるアクティブ・ラーニング拡充に向けての課題

このように手厚いインストラクションを含めた授業に対して、受講生からは法令や判例について理解が深まった、データベースを活用するスキルだけでなく、その意義が理解できたといった良好な反応を得ている。実習回の中で個別に授業内容を振り返る説明をすることもできた。また、法令・判例データベースの利用者講習としても「説明部分」は事前の授業で行っており実習に集中できること、そして比較的多くの受講生を得ることができるなどメリットが大きかったと言える。

授業に組み込む形で「講習会」を開催したことは受講生数のみならず質的にも大いに効果がある。法令・判例データベース提供者の講習は大学向けにも多数開催されているし、大学図書館は各種の学術情報リテラシー講習会で、法学を含む専門教育との連携を追求している。これらの講習は法学専門教育の初期に受講すべきものもある。できるだけ早く単位を揃えてしまいたいと考えて目一杯授業を履修している低学年の学生が多く、授業外の講習会を受講する余裕が学生たちにないことは大きな課題である。たしかに、専門学習との関連で課題意識をもって積極的に受講する学習意欲の高い学生層が少ないながらも存在する。しかし、繰り返し触れたように講習時間自体が限られていて、講義も実習も中途半端なままでは、そうした積極的學生にとって、端的に言えば「授業や講習会を受けなくてもわかっていたことしか聞けなかった、やらなかった」ということにすらなりがちである。

また、大学職員たる図書館職員は異動があり、専門職たるロー・ライブラリアンとして法学図書館（室）に長期にわたり勤務するわけではない。この点では、中央図書館（附属図書館）が全学的な取り組みとして学術情報リテラシー教育のプロジェクトチームを組織し、取り組みの継続性を確保している意義は大きい。

法情報学 I の授業のように複数主体が分担する講習では、実習課題を授業内容と直結させることが、説明・デモンストレーション・実習という流れの一体性を強め、受講生の学習意欲と学習効果を高めるといえるだろう。それはまた、説明内容や課題出題内容についても分担者間で事前の調整が必要となることを意味する。事前準備にかかる時間と労力のコストは、授業一般に通ずる課題であるが、MS Teams を利用することで大きく軽減された。

アクティブ・ラーニングが学習にあたり効果的であることは、この授業を受講した学生の感想でも確認できる。大学という知的共同体が有する各種リソースを活用して法情報学教育の充実のために、専門家である担当教員、豊富な情報リテラシー講習や製品講習経験を有する図書館職員やデータベース提供者との間で連携をとることは重要である。今後とも受講生にとってより学習効果のある授業としてさらに改善をはかっていきたい。

（ふじもとあきら・さわぐちゆうこ・なつめやえこ・ほりともみ・おおのなおこ・いしかわしえり・こやしきえみ・うえだしげなり）